



迎

今、「相続対策」についての相談が年々、増えています。相談内容は単なる税金の問題だけでなく、いかにスムーズに資産を次の世代に引き継ぐかという「相続承継」の問題です。従来の民法の規定では、高齢家族の財産保護や相続対策に制限が加えられていましたが、2006年の信託法の改正によって、幅広く柔軟に活用できるものになりました。そこで、今回は、信託を活用した相続(税)対策の内容を、回シリーズに分けて紹介します。

まず、信託って何?と思っ

ている方が多いと思います。信託とは、「信じて託すこと」といわれます。しかし、これだけでは意味がよく分らないですね。

実は、信託は日常誰でも行っており、特別なことではありません。もっと簡単に言えば、「人にものを頼んで何かをやってもらうこと」です。例えば、私が正月のお年玉を

親戚の子供に渡すために、両親にお年玉を預け、子供へ渡してもらう、といったことも立派な信託行為です。

信託行為には、必ず登場人物が3人出てきます。頼む人(委託者)、頼まれる人(受託者)、利益を受ける人(受益者)です。先の事例で言えば、私が「委託者」で、両親が「受託者」、子供が「受益者」となります。

では、どのような場合に活用するのか。様々な活用事例

がありすが、もっとも代表的なプランをご紹介します。一つは「高齢の方の認知症対策」です。認知症などになってしまつと、本人の意思能力がないという事で一切の法律行為(例えば、売買・贈与契約など)ができなくなります。しかし、信託による信託契約があれば、財産管理や家族のための支出、相続税対策が柔軟に行うことができます。

例えば、凶解のように、父親の財産を長男に委託、長男

家族の・家族による・家族のための

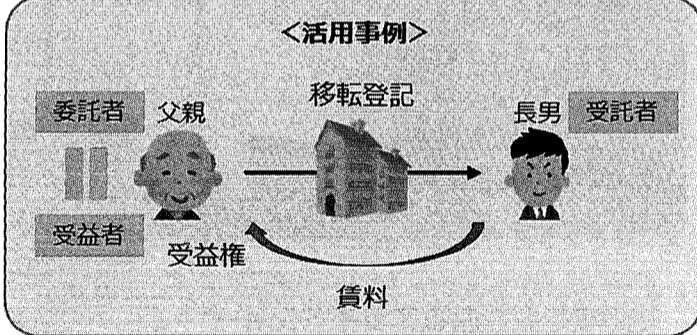
民事信託

①

税理士法人あおば
税理士 三瀬 義男

は父親から預かった財産を受託し、父親の財産から得られる賃料等は父親が受取る信託を契約します。この場合、財産の所有権は父親から長男に移転され、長男は財産管理を行うことができます。その後、親の意思能力がなくなった場合でも成年後見人をつけることなく、生活援助や資産の買換え、相続税対策などが実行できます。また、税務上は父親が受益者であるため、信託に伴う所得税、贈与税、消費税は発生しません。

これ以外にも、信託を活用することで、不動産を移転する際の不動産取得税等の免除規定を適用しながら、不動産の共有問題の解決につなげることも可能になります。



次回、より信託の法律的な中身について詳細にお話しします。

担当の先生方から活発に意見を

社会保険診療報酬支払労働組

奈良保険医新聞

—発行所—
奈良県保険医協会
〒630-8013
奈良市三條大路2-1-10
TEL (0742)33-2553
FAX (0742)34-9644
http://www.nara-hokeni.jp/
発行人 竹島 廣憲
年額 4,500円/月400円・送料共
印刷 きかんしコム

新春特別号

よりの

調書が提出されています。申告漏れの場合は所轄の税務署から指摘がありますのでご留意ください。

休業保障給付(11月審査分)

年齢	医/歯	新継	給付期間	日数	口数	給付額(万円)	備考
70	医	新			3	150.0	弔慰給付のみ
61	歯	継	9/1~9/30	30	5	45.0	長期療養給付
68	医	新	10/1~10/31	31	5	93.0	
66	歯	新	10/1~10/31	31	5	124.0	
65	歯	継	10/1~10/31	31	3	55.8	

休業保障にご加入の先生へ
ケガや病気で休業されたら協会事務局へ連絡を。
TEL.0742-33-2553 (担当:辰巳)